ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら内科、小児科又は病理診断科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　がん薬物療法に関する専門的な知識及び技能を有する医師であること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　内科、小児科又は病理診断科を標榜（ひょうぼう）していること。

②　実施診療科において、がん薬物療法の経験を有する常勤の医師が配置されていること。

③　実施診療科において、病理診断の経験を有する常勤の医師が配置されていること。

④　臨床検査技師が配置されていること。

⑤　病床を百床以上有していること。

⑥　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

⑦　当直体制が整備されていること。

⑧　緊急手術体制が整備されていること。

⑨　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑩　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑪　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑫　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑬　検査を委託して実施する場合には、衛生検査所であって、当該検査の実施に当たり適切な医療機器等を用いるものに委託すること。

⑭　当該検査を行うにつき、がんゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療拠点病院又はがんゲノム医療連携病院に該当する等十分な体制が整備されていること。

第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一～十八　（略）

十九　削除

二十～三十六　（略）

三十七　削除

三十八～五十八　（略）

五十九　血中循環腫瘍ＤＮＡを用いたマルチプレックス遺伝子パネル検査　進行又は再発大腸がん（切除不能なものに限る。）

第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一～十八　（略）

十九　プローブ型共焦点レーザー顕微内視鏡による胃上皮性病変の診断　胃上皮性病変

二十～三十六　（略）

三十七　ラメルテオン経口投与療法　悪性腫瘍（六十五歳以上の患者に係るものに限る。）

三十八～五十八　（略）

（新設）